

# 学校いじめ防止基本方針

岩手県立盛岡第三高等学校

## I いじめ防止等のための対策に関する基本認識

### 1 いじめの定義

いじめ防止対策推進法第2条にあるように、「いじめ」とは、「生徒に対して、同一高校に在籍している等、当該生徒と一定の人的関係のある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（SNS等通信手段や情報機器等を介して行われるものも含む）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

この定義を踏まえた上で、個々の行為が「いじめ」に当たるかどうかの判断は、表面的・形式的に行うのではなく、被害者感情に寄り添うなど、いじめられた生徒の心情に共感し、その立場に立つて行うことが必要である。

### 2 いじめについての基本認識

#### (1) 人権侵害

いじめは人権侵害であり、いかなる理由があっても許される行為ではない。いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な悪影響を与えるのみならず、不登校や自殺なども引き起こす背景ともなる深刻な問題である。

#### (2) 複雑化・潜在化

いじめの様態はSNS等を介したものも加わって、近年一層複雑化・潜在化の傾向をみせており、教職員は常に広く鋭敏に生徒の状況に目配りをしなければならない。

#### (3) 全関係者の連携の必要性

いじめの問題の多くは、学校生活に関わる人間関係のもつれに起因しているため、いじめの根絶に向けて、教職員と生徒、生徒どうし、及び教職員と保護者等が人間関係をどう築いていくかということを学校経営の基軸に据え、学校が一丸となって、心の通い合う教育実践をより一層充実させていく必要がある。

#### (4) 教師の指導と家庭教育

いじめは、教師の生徒観や指導のあり方が問われる問題であり、家庭教育のあり方にも大きな関わりを持っている。いじめは、学校・家庭・地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって連携しながら取り組む問題である。

#### (5) 刑罰法規への認識

いじめはその行為の様態により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する可能性があるという認識を共有しなければならない。

## II いじめの未然防止のための取組

### 1 いじめの防止等の対策のための組織

本校は、いじめの防止等を実効的に行うため、次の機能を担う「いじめ事案対応委員会」及び「いじめ対策委員会」を設置する。

#### (1) いじめ事案対応委員会

##### ① 構成員

生徒指導主事、生徒指導課員、当該学年会員とする。これに教科担任、部活動指導等の関係する教職員等を加えることができる。

※必要に応じて校長及び副校長も参加する。

## ②役割

ア いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報があった時には、迅速な情報共有及び調査を行い、指導体制及び対応方針案を作成する。

イ いじめの加害生徒、被害生徒に対する支援体制及び対応方針原案を作成する。

ウ いじめの関係生徒の保護者との連携体制及び対応方針原案を作成する。

※重大事態対処の際等、必要に応じて外部専門家等の参加を得る。

## (2)いじめ対策委員会

### ①構成員

校長、副校長、教務主任、生徒指導主事、学年主任、教育相談担当教諭、養護教諭、学級担任等とする。

※重大事態対処の際等、必要に応じて外部専門家等の参加を得る。

### ②役割

ア いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う。

イ いじめの相談・通報を受け付ける窓口としての役割を果たす。

ウ いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う。

エ いじめに係る情報があった時には、情報の迅速な共有及び事実関係の正確な把握に基づき、いじめであるか否かの判断を行う。

オ いじめの被害生徒に対する支援・加害生徒に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する。

カ いじめ防止基本方針が本校の実情に即して適切に機能しているかについて点検を行い、いじめ防止基本方針の見直しを行う。

## (3)いじめ発生時の対処手順

いじめ事案検討委員会で方針案等を作成した後、いじめ対策委員会で対応について協議し、決定する。

緊急時には、いじめ事案対策委員会を経ずに、いじめ対策委員会で協議する。

## 2 いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりに係る取組

### (1)いじめの理解

いじめは、どの子供にも、どの学校でも、起こり得るものである。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験する。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせ得る。

加えて、いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団の構造上の問題(例えば無秩序性や閉塞性)、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気的形成されるようにする。

### (2)心の通う人間関係の構築を目指す

学校の教育活動全体を通じ、「いじめは決して許されない」ことへの理解を促し、生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養う。自分も他人もかけがえのない命を与えられて生きていることを理解し、他者に対して温かい態度で接することができるような思いやりの心を育む。

(3)生徒に自己存在感を与え、共感的な人間関係を育成する

日々の教育活動において、生徒に自己存在感を与える、共感的な人間関係を育成する、自己決定の可能性の場を与え自己の可能性の開発を援助するなど、集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、互いを認め合う人間関係・学校風土をつくる。

(4)指導啓発活動の展開

いじめ防止に向けて、生徒が自主的に行う生徒会活動等に対する支援を行い、啓発の効果を高める。SNS等その他の新しいいじめの様態についても情報を収集し折に触れて生徒に伝えていく。

(5)保護者や外部との連携

保護者、地域住民及びその他の関係者との情報交換と連携を図りつつ防止に努める。

### 3 生徒の主体的な取組と培う力

(1)生徒会による宣言活動やポスター掲示等、生徒による啓発活動の工夫をする。また、生徒会の防止への意思を、機会をとらえて表明していく。

(2)生徒会行事等への取組は、好ましい人間関係づくりができるよう指導していく。

(3)生徒会、生活委員会を中心に、使用時間帯制限の呼びかけを含め、SNS等の正しい利用について注意喚起する。

(4)学級活動や生徒会活動等を通して、生徒自身がいじめの問題の解決に向かいどのように関わるかを考え、解決に向け主体的に行動する姿勢を育む。

(5)いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む。

### 4 家庭・地域・専門家との連携

(1)ホームページ等により、広くいじめ防止基本方針の周知を図る。

(2)入学時・各年度の開始時に、いじめ防止基本方針内容について生徒や保護者等に説明する。

(3)PTAの諸会議や、学級・学年通信等で、保護者へ積極的に情報を提供する。

(4)授業や行事その他校内諸活動を、地域や保護者に出来るだけ公開し、生徒の状況を客観的に指摘したり、情報交換をしたりする機会とする。

(5)ネットの危険性やいじめとの関係等、専門家に依頼して生徒や保護者対象に啓発する機会を出来るだけ設定する。

### 5 教職員研修

いじめ防止等のための対策に関する校内研修を年間計画に位置づけて複数回実施し、いじめの防止等に関する教職員の資質向上を図る。また、いじめ問題への取組についてのチェックポイントによる自己診断も行う。

### 6 学校評価

学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付ける。学校いじめ防止基本方針において、いじめ防止等の取組(いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりに係る取組、早期発見・事案対処のマニュアルの実行、定期的・必要に応じたアンケート、個人面談・保護者面談の実施、校内研修の実施等)に係る達成目標を設定し、学校評価において目標の達成状況を評価し、その結果を踏まえ、学校におけるいじめの防止等のための取組の改善を図る。

### Ⅲ いじめの早期発見のための取組

#### 1 いじめの早期発見のために

- (1) いじめや人間関係のトラブルで悩む生徒が相談しやすいよう、日常的なコミュニケーションを大切にし、生徒の心情を考えて様々な場面できめ細やかな配慮を欠かさないようにする。教職員が日頃から生徒と信頼関係を築くために、教科その他における指導力の向上に努め、保護者との連携を図る等、出来る限りの努力を継続していく。
- (2) 日常の観察については、生徒の表情や行動の変化にも配慮する。また、いじめは大人の見えないところで行われるため、授業中はもとより、部活動や休み時間、放課後においても生徒の様子に目を配るよう努める。
- (3) 遊びやふざけあいのように見えるいじめ、部活動の練習のふりをして行われるいじめなど、把握しにくいいじめについても、教職員間で緊密な情報交換をしながら発見に努める。
- (4) いじめの兆候に気づいたときは、教職員が速やかに予防的介入を行う。
- (5) 関係機関と定期的な情報交換を行い、日常的な連携を深める。

#### 2 いじめアンケート及び教育相談の実施

- (1) 年4回、生徒を対象とした学校生活調査を実施する。また、必要に応じ実施する。
- (2) 年1回、保護者を対象とした調査を実施する。
- (3) 必要に応じて教育相談を通じ生徒からの聞き取り調査を行う。
- (4) 三者面談・二者面談時に、いじめの有無その他生徒の悩みや問題について情報収集を行う。

#### 3 相談窓口の紹介

##### (1) 本校相談窓口

いじめを打ち明けることによるいじめのエスカレートの可能性を十分に認識した上で、細心の注意を払って適切な対応をすることとし、日常のいじめ相談(生徒または保護者)には、全職員が対応する。スクールカウンセラーの活用は、教育相談担当教諭と養護教諭が対応する。また、外部からのいじめ相談・情報提供については、副校長が対応する。SNS等を通じて行われるいじめ相談については、副校長及び生徒指導主事が、関係機関と協議しながら対応する。

##### (2) 関係機関窓口

「24時間子供SOSダイヤル」や総合教育センターにおける教育相談等、多様な相談窓口を確保し、県が設置した窓口を生徒・保護者等に周知徹底する。

### Ⅳ いじめの発生に対する対応

#### 1 いじめに対する措置の基本的な考え方と対応

##### (1) 迅速・組織対応を

いじめを発見した場合は、その場でいじめ行為を止めさせ、事実を確認する。また、いじめが疑われる情報を入手した場合や生徒の様子からいじめ被害が疑われる場合は、事実確認を行うとともに、その確認が難しい場合でも直ちに副校長及び関係主任に連絡をする。特定の教職員が抱え込むことなく、校長以下すべての教員の共通理解のもと、指導方針・対応手順等を話し合い、適切に役割分担を行う。必要に応じて、関係機関・専門機関と連携して対応にあたる。いじめの事案について、生徒指導の範疇で対応する事案であるか、警察への通報を要する事案であるかを適切に判断する。

## (2)生徒の安全を最優先に

いじめられている生徒及びいじめを知らせた生徒の身の安全を最優先に考える。いじめられている生徒や保護者の立場に立ち、関係者からの情報収集を綿密かつ慎重に行い、内容・関係生徒の氏名・時期その他詳細の事実を確認する。確認に際しては、複数の証言を精査し、複数の視点から客観的事実を出来るだけ正確に把握するとともに、時系列に正確に記録し、情報管理を徹底する。

## (3)教育的指導を

いじめの問題の解決にあたっては、謝罪や責任を問うことを主眼に置くのではなく、社会性の向上等、生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。また、いじめている側の生徒については、教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導にあたる。

## (4)支援と指導

いじめの存在事実が明らかであると確認された場合は、いじめを受けた生徒及びその保護者に対する支援と、いじめを行った生徒への指導、その保護者への助言を行う。また、いじめが発生した同一集団に所属する全生徒の指導を、徹底的かつ継続的に行う。

## (5)被害生徒への配慮

いじめを受けた生徒が学校生活に不安を抱えている場合、複数の教職員で見守りを行うなど、いじめられた生徒の安全を確保する。また、いじめられた生徒が安心して学習できるよう、一定期間別室等において学習を行わせる措置を講ずることも検討する。また、いじめを行った生徒が適切な指導のもと学校生活に適応していくために、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー、養護教諭と連携を図りながら指導を行う。

## (6)懲戒

教育上必要があると認める時は、学校教育法施行規則第26条の規定に基づき、適切に生徒に懲戒を与える。

## (7)いじめの解消・再発防止

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消することはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

### ① いじめに係る行為が止んでいること

被害生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（SNS等を通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安に関わらず、県教育委員会又は本校いじめ対策委員会の判断により、より長期の期間を設定するものとする。教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

### ② 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。この場合、被害生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。

「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、当該いじめ被害生徒及び加害生徒については、日常的に注意深く観察する。

## 2 いじめが起きた集団への対応

### (1) 振り返りとケア

いじめを見て知っていた生徒に対しては、自分の問題として捉えさせ、傍観者の罪を自覚させる。また、互いに向上を目指す学校に所属する者として、いじめの存在の認識の有無にかかわらず、集団のあり方について自他に反省点がなかったか否かを振り返り考えさせる。

いじめ発生のショック等により精神状態にケアが必要な生徒については、教育相談を中心にサポートしていく。

### (2) 今後のあり方

学級等該当集団で話し合いを行うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、当該集団から今後根絶しようという意思と態度を育てる。

### (3) 集団作りの支援

すべての生徒が集団の一員として、互いを尊重し認め合う人間関係を構築できるような集団作りを進めるよう、教職員全体で支援する。

## 3 警察との連携(犯罪行為の場合)

犯罪行為として取り扱われるべきいじめは、県教育委員会及び所轄警察署と連携して対処する。生徒の生命、身体または財産に重大な被害が生じるおそれがある時は、直ちに所轄の警察署に通報し、適切な援助を求める。

## 4 ネットいじめへの対応

- (1) SNS等を通じて行われるいじめを発見した場合や通報を受けた場合は、「いじめ対策委員会」で情報を共有するとともに、被害の拡大を避けるため、県教育委員会と連携し、プロバイダなどに情報の削除を求める。
- (2) SNS等の利用環境について、家庭の協力を得て実情把握と指導を行う。
- (3) 生徒会、生活委員会を中心にSNS等の正しい利用について呼びかけ等を行う。

## V 重大事態への対処

### 1 重大事態とは

重大事態については、法第28項第1項第1号の「生命、心身又は財産に重大な被害」に該当するものとして、いじめを受けた生徒の状況に着目して判断する。例えば次のケースが想定される。

- 生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合

同項第2項の「相当な期間」については、不登校の定義を踏まえることとするが、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、県教育委員会又は学校の判断により、迅速に調査に着手する。

また、生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときには、その時点で「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」場合においても、重大事態が発生したもものとして報告・調査等に当たる。

### 2 重大事態の報告

重大事態が発生した場合、県教育委員会を通じて知事へ事態発生について報告する。

### 3 重大事態の調査

#### ○学校が調査の主体となる場合

県教育委員会の指導・支援のもと、以下のとおり対応する。

- (1) 重大事態に係る事実関係を明確にするための調査については、本校の「いじめ対策委員会」が中心となり、全教職員体制で速やかに行う。
- (2) 調査の際には、重大事態の性質に応じて、適切な専門家を加えると同時に、いじめ事案の関係者と直接の人間関係または特別の利害関係を有しない第三者の参加を図り、調査の公平性・中立性を確保する。
- (3) 調査においては、いじめの事実関係を可能な限り網羅的に明確にする。特に、客観的な事実関係を速やかに調査する。
- (4) 調査結果を県教育委員会に報告する。
- (5) いじめを受けた生徒及びその保護者に対し、調査によって明らかとなった事実関係について、経過報告を含め、適時・適切な方法により情報提供する。
- (6) いじめを受けた生徒及びその保護者の意向に配慮したうえで、保護者説明会等により適時・適切にすべての保護者に説明するとともに、解決に向けて協力を依頼する。
- (7) 「いじめ対策委員会」で再発防止策をまとめ、学校全体で再発防止に取り組む。

#### ○県教育委員会が調査の主体となる場合

県教育委員会の指示のもと、資料の提出など、調査に協力する。

## VI いじめ防止に資する取り組みの年間計画

- 4月 年度始職員会議「学校いじめ防止基本方針」を共有、生徒・保護者への説明、個人面談①  
教員研修①「いじめ防止等のための対策に関する校内研修」
- 5月 学校経営計画の策定「学校評価の評価項目への位置づけ」
- 6月 hyper-QU 実施、学校生活アンケート①
- 7月 三者面談・保護者面談の実施、個人面談②
- 9月 学校生活アンケート②
- 10月 教員研修②「いじめ防止等のための対策に関する校内研修」
- 11月 学校生活アンケート③ 教育活動に関するアンケート（11月実施）結果の共有
- 12月 個人面談③
- 1月 学校生活アンケート（保護者対象）、学校いじめ防止基本方針・年間計画・評価計画の見直し
- 2月 学校評価「取組の実施状況の評価」、学校いじめ防止基本方針・年間計画・評価計画の修正、学校生活アンケート④、個人面談④

【自己診断アンケート、いじめの通報、情報共有、適切な対処等の在り方についてのマニュアル】

### 1 いじめ問題への取組についてのチェックポイントによる自己診断アンケート(教職員用)

- 問1 いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりに係る取組を実施しているか。
- 問2 早期発見・事案対処のマニュアルを作成しているか。
- 問3 (いじめ事案を認知した場合のみ回答)  
早期発見・事案対処のマニュアルを実行しましたか。
- 問4 定期的・必要に応じたアンケートを実施しましたか。
- 問5 個人面談・保護者面談を実施し、いじめの有無やその他、生徒の悩みや問題について情報収集しましたか。
- 問6 校内研修を複数回実施しましたか。

## 2 いじめの通報、情報共有、適切な対処の在り方

- (1) 何がいじめなのかを学校いじめ防止基本方針に基づいて共有する。
- (2) いじめと疑われる情報を得た場合、すぐに学校いじめ対策委員会に報告する。
- (3) 事実関係を把握するため調査を行う。得られた情報は、主観的理解と客観的事実を区別して記録する。
- (4) いじめ認知か否かを判断する。
- (5) 対応方針の決定・修正 ⇔ 解消に向けた継続的な援助
  - ア 関係生徒への指導・援助
  - イ 集団への指導・援助
  - ウ 保護者・関係機関との連携

付則 この方針は平成 26 年 9 月 1 日施行とする  
令和 5 年 4 月 1 日一部改正  
令和 8 年 4 月 1 日一部改正